3　申請書別紙２　基幹放送局の整備の詳細

別紙　基幹放送局の整備の詳細				1　通し番号	
2　局名		3　免許の番号		4　基幹放送の種類	
5　既存送信設備の設置場所の住所					
6　既存送信設備の立地の状況					
7　新たに整備予定の設備の住所					
8　計画における措置区分		9　計画の時期			
10　整備する設備及び費用					
添付の「設備整備所要額表（個票）」のとおり					
11　資金調達の計画					
添付の「設備整備所要額表（個票）」のとおり					

＜別紙２に関する注記＞

1　１の欄は、確認申請書「３　確認の対象となる既設の基幹放送局」における通し番号を付すこと。

2　２の欄は、免許されている基幹放送局と共通の名称を記載すること。

3　３の欄は、免許されている基幹放送局の免許の番号を記載すること。

4　４の欄は、現に免許を受けている基幹放送局が行う放送の種類（中波放送、短波放送又は超短波放送のいずれかの別）を記載すること。

5　６の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の送信設備の立地における、大規模自然災害の懸念の状況を記載すること。

6　８の欄は、整備計画における措置の区分を一⑵のアからウまでの区分に応じ、次により記載すること。

「予備」：一⑵アに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ新たに予備の設備を整備する場合

「移転」：一⑵イに規定する自然災害の影響を受けにくいと認められる場所へ既存送信設備に代えて新たに設備を整備する場合

「補完」：一⑵ウに規定する中波放送の補完として新たに超短波放送の設備を整備する場合

7　９の欄は、当該基幹放送局に係る整備予定期間を記載すること。

8　10及び11の欄は、「添付の「設備整備所要額表（個票）」のとおり」と記載した上で、確認申請書別紙１「設備整備所要額等総括表」の様式を次の⑴から⑶までの要領に従い準用して作成し、別紙２に併せて提出すること。

⑴　準用する別紙１の表題は「設備整備所要額表」とし、表題の横に当該局名を記載（枝番の通し番号が付されている局については枝番も記載）すること。

⑵　金額の単位を千円単位とすること。

⑶　「施設数」の欄は「数量」と読み替えた上で、各設備の数量を適宜の単位で記載すること。

9　日本工業規格Ａ列４番で作成すること。

10　本紙は総務大臣の確認対象となる基幹放送局ごとに作成すること。ただし、一⑵ウに規定する補完設備を整備する場合において、２以上の補完局所を整備するときは、１の補完局所ごとに作成すること。

○総務省告示第百五十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月一日　　総務大臣　新藤　義孝

第１の２⑴イ中「89.9MHz」を「94.9MHz」に改める。

第１の３中「４から10」を「４から11」に改める。

第１の４中「定めるものとする」の次に「。この場合において、⑶の中継局（コミュニティ放送を行うものを除く。）の周波数については、76.1MHzから89.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数の中から選定するものとする」を加え、同４⑵を次のように改める。

⑵　国内放送を行う短波放送の放送対象地域において建築物や地形的原因で生じる遮へい又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局

第１中11を12とし、５から10までを一つずつ繰り下げ、４の次に次のように加える。

5　中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第４の４に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、⑴から⑶までの開設目的を達成する必要最小のものとする。

⑴　中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするその他の補完中継局

90.1MHzから94.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数

ただし、当該周波数を割り当てることができず、災害対策のために真に必要な場合に限り、76.1MHzから90.0MHzまでの0.1MHz間隔の周波数を使用させることができる。

⑵　建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするその他の補完中継局

90.1MHzから94.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数

⑶　外国波による混信対策又は地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策若しくは地理的原因による受信障害対策（地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。）を開設目的とするその他の補完中継局

76.1MHzから94.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数

第２の２⑵の表中「徳山」を「周南」に改める。

第４の３中「基幹放送事業者の放送」の次に「（４による放送を除く。）」を加え、同３の次に次のように加える。

4　基幹放送事業者の放送（補完中継局による放送に限る。）

この周波数の使用は、中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策、建築物による遮へいによる電界強度の低下若しくは電気雑音の影響等の要因による受信障害対策又は外国波による混信対策を目的として開設する場合に限るものとする。